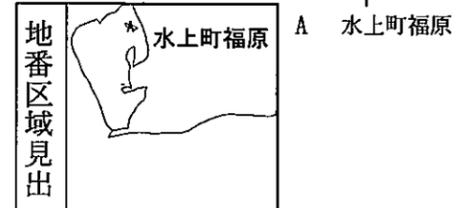


イ 97-4 ハ 634-7 ホ 73-4 ト 96-3 リ 97-3 ル 80-1
 □ 634-4 ニ 634-8 ヘ 94-6 チ 96-4 ヌ 77-2 ッ 80-1



請求部	所在	大田市水上町福原字大地ヶ市			地番	70番7		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)	平成1年1月18日	補記事項		

ヲ (89-1+89-5
+89-6)
ヲ (80-6+80-9
+80-10+80-
11)
カ 84-3
ヨ 84-4
タ 85-4
レ 89-3
ソ 89-7
ツ 79-4
ネ 634-6
ナ 632-4
ラ 76-3
ム 76-4
ウ 73-3
ノ 74-3
オ 67-3
ク 70-3
ヤ 70-7
マ 67-12
ケ 67-11
フ 69-5
コ 69-7
エ 69-3

表題部 (土地の表示)		調製	平成19年10月29日	不動産番号	2802005261149
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	大田市水上町福原字大地ケ市			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
70番7	田	172		70番1から分筆 〔昭和54年1月11日〕	
余白	余白	64		③70番7、70番10に分筆 〔昭和60年12月12日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成19年10月29日	
余白	宅地	64	09	②③昭和60年9月日不詳地目変更 〔令和5年5月9日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和60年10月30日 第7415号	原因 昭和60年9月30日売買 所有者 大田市 順位3番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成19年10月29日

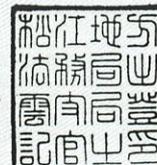


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年5月18日
松江地方法務局出雲支局

登記官

日野克徳



表題部 (土地の表示)		調製	平成19年10月29日	不動産番号	2802005261150
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	大田市水上町福原字大地ケ市			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
70番8	田	71		70番1から分筆 〔昭和54年1月11日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成19年10月29日	
余白	宅地	71	44	②③昭和60年9月日不詳地目変更 〔令和5年5月9日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和60年7月6日 第4817号	原因 昭和60年6月21日売買 所有者 大田市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成19年10月29日

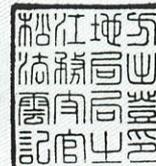


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年5月18日
松江地方法務局出雲支局

登記官

日野克徳



表題部 (土地の表示)	調製	平成19年10月29日	不動産番号	2802005261154
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	大田市水上町福原字新久屋下臺			余白
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
71番2	畑	51		71番から分筆 〔昭和60年5月1日〕
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成19年10月29日
余白	宅地	51	00	②③昭和60年9月日不詳地目変更 〔令和5年5月9日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和60年7月6日 第4817号	原因 昭和60年6月21日売買 所有者 大田市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成19年10月29日

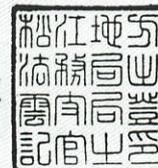


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年5月18日
松江地方法務局出雲支局

登記官

日野克徳



② 70-1, -7, -8 ~ -10

54. 1. 11

地番 70-1, -7, -8 ~ -10

土地積測量図

土地の所在 大田市水上町福原市

②70-7

$15.85 \times 0.50 = 7.92$
 $16.05 \times 1.80 = 28.89$
 $17.25 \times 3.10 = 53.47$
 $17.45 \times 0.70 = 12.21$
 $17.65 \times 1.375 = 242.68$

計 345.17

二 除 172.58

地 積 172㎡

③70-8

$18.80 \times 7.60 = 142.88$

計 142.88

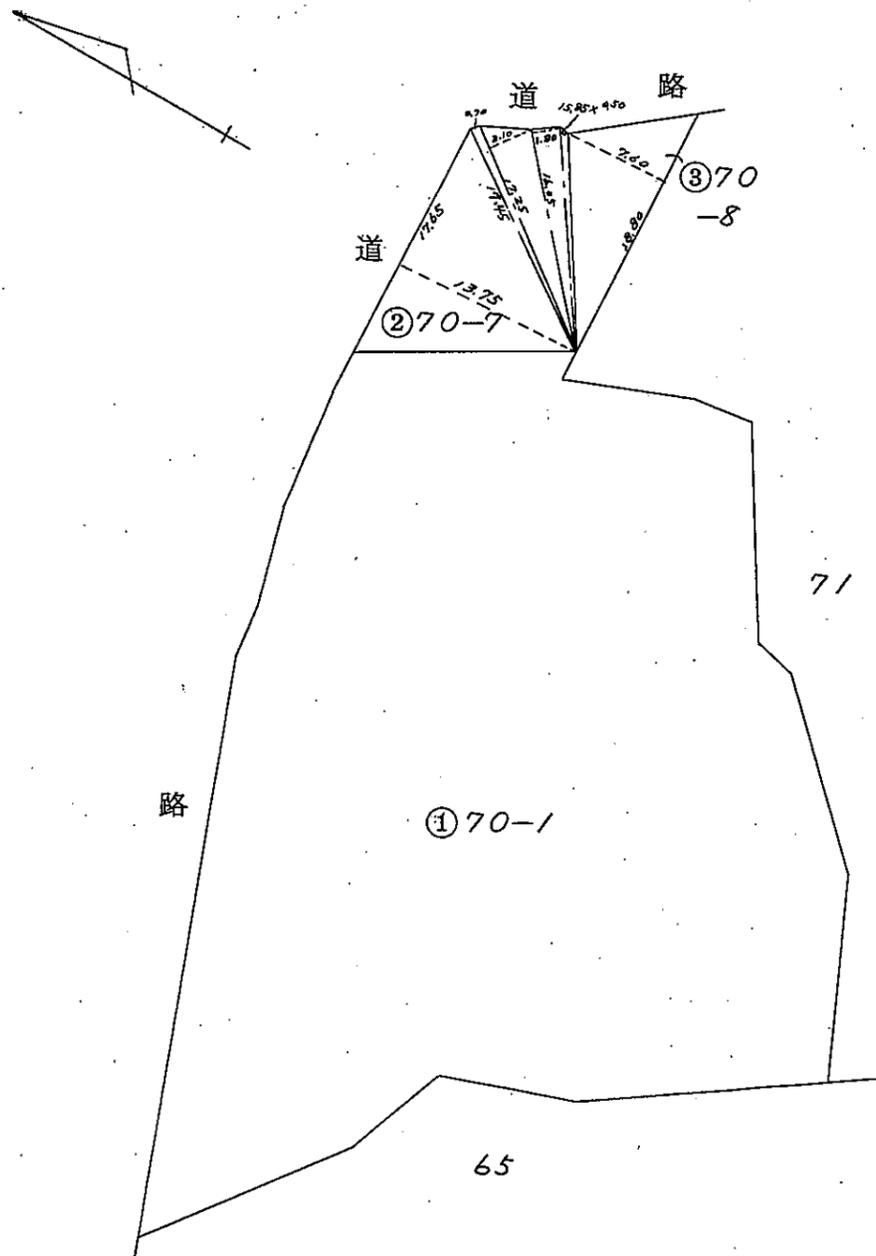
二 除 71.44

地 積 71㎡

①70-1

$2138.21 - (②+③) = 1894.19$

地 積 1894㎡



(日調連9)

(長源特)

作製者

土地家屋調査士

大田市水上町福原市 3-2番地
 大田市大田町大田1284番地
 大原 春 治 士 屋

(昭和54年1月6日作製)

申請人

福 谷 正 夫



縮尺

1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

0270392

登記年月日：昭和60年5月1日

① 71-1, -2 p. 60. 5. 1

地番 71-1	71-2	土地積測在 土地積測在	図 図
土地の所在 大田市水上町福原字新久屋台			
地図番号 71-2			

求積

(B) $20.00 \times 1.50 = 30.00$

$20.00 \times 3.60 = 72.00$

計 102.00

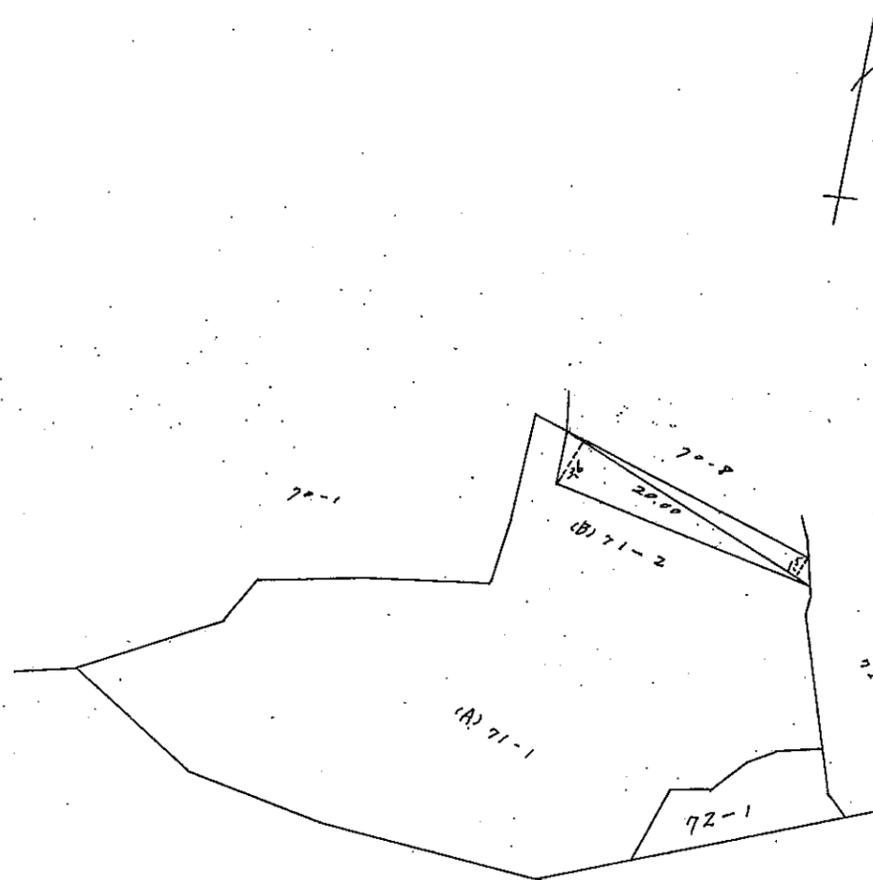
$\frac{1}{2}$ 51.00

(A) $720 - (B) = 669.00$

地積

(B) 51 m²

(A) 669 m²



0270395

作製者 島根県大田土木事務所 大田市事務員 岩谷登喜雄	申請人 島根県大田市長 石田良	縮尺 1/500
-----------------------------------	--------------------	-------------

(昭和60年4月23日作製)

登記年月日：昭和60年12月12日

④ 70-7, -10

8.60.12.12

地番 70-7 70-10

土地積測在図

土地の所在 大田市大上町大字福原号大地市

地図番号 31-1-2

求積

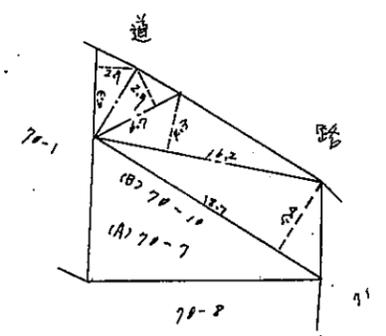
(B) $6.3 \times 2.9 = 18.27$
 $6.7 \times 2.9 = 19.43$
 $16.2 \times 4.3 = 69.66$
 $18.7 \times 5.8 = 108.46$

計 215.82
 $\frac{1}{2}$ 107.91

(A) $172 - (B) = 64.09$

地積

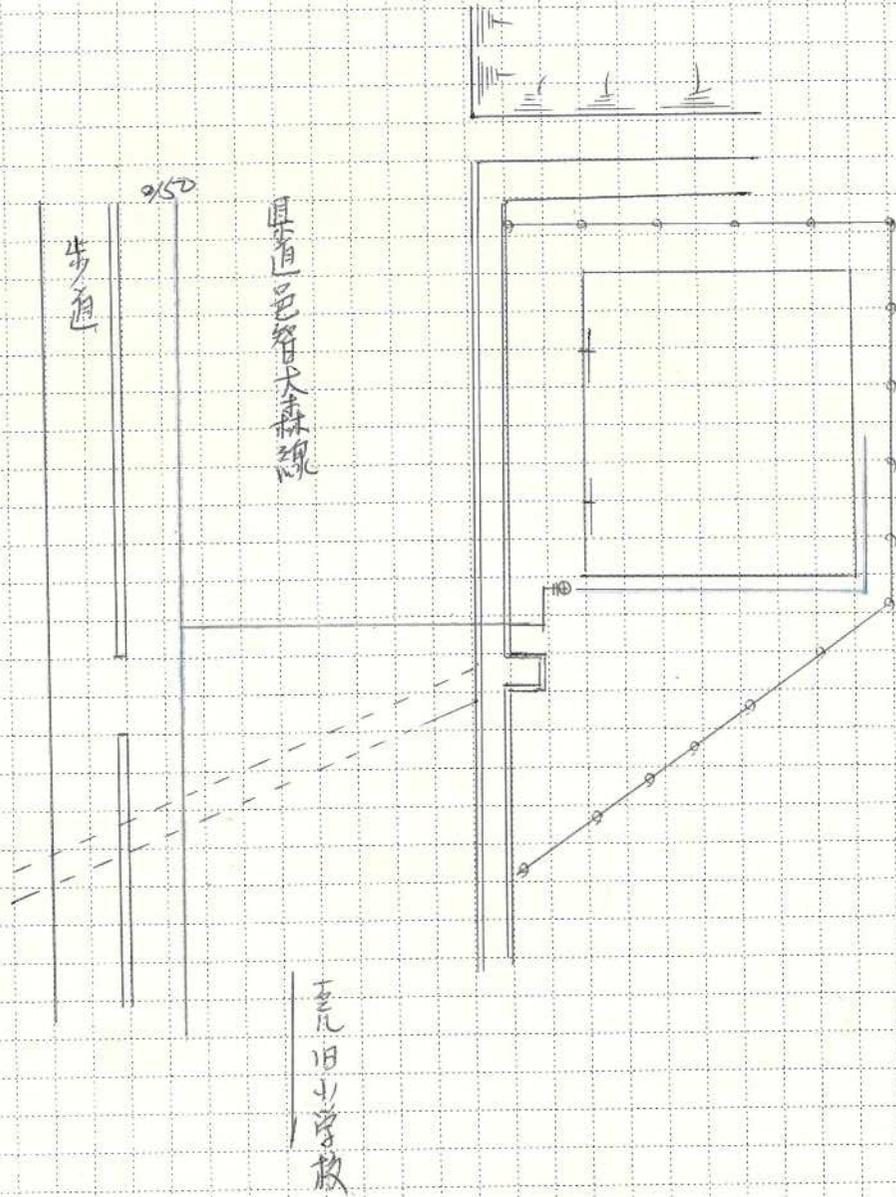
(B) 107 m² (A) 64 m²



作製者	島根県大田土木事務所 島根県登記嘱託 島林之憲 (昭和60年6月20日作製)	0270394	申請人	島根県大田土木事務所長 三井庄造	縮尺	$\frac{1}{500}$
-----	---	---------	-----	---------------------	----	-----------------

平面図、平面配管図

S = 1:



歩道

9.50

屋上配管大森線

荒井小学校

附近見取図、立体配管図

S = 1:

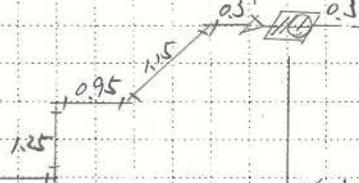
設計者



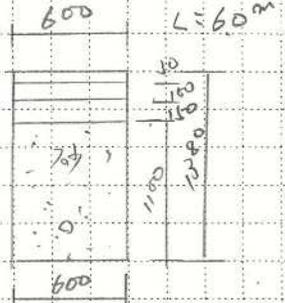
サニタリー水栓 150x20
エラス-D 20

2.8

H.L. 20x13



遮断弁付水栓 13
1-7-130x150 体流用



はんれい 凡例

指定緊急避難場所

災害時要配慮者施設

河川・ため池

指定避難所

防災行政無線

※福祉避難所は地図上に赤字で記載しています。(※水上町に該当施設はありません)

土石災害 土石流: 警戒区域 特別警戒区域 急傾斜地の崩壊: 警戒区域 特別警戒区域 地すべり: 警戒区域



指定緊急避難場所・指定避難所

○: 適所 ×: 不適所

町名	施設区分	No	名称	指定緊急避難場所の災害別区分				
				土砂	洪水	津波	地震	大規模な火災
水上町		1	水上まちづくりセンター	×	○	○	○	
			高山小学校(校舎)	×	○	○	○	
		2	高山小学校(屋体)	×	○	○	○	
			高山小学校(運動場)	×	○	○	○	○
		3	第三中学校(校舎)	○	○	○	○	
			第三中学校(屋体)	○	○	○	○	
		4	第三中学校(運動場)	×	○	○	○	○
			水上保育園	○	○	○		×

●指定緊急避難場所

災害が発生するおそれがある時や災害発生時に、緊急的に避難し、身の安全を確保する場所です。災害の種類ごとに指定していますので、災害状況に合わせて避難をしてください。
※お住まいの地域内外を問わず、安全に避難が出来る、最も近い避難場所に避難してください。

●指定避難所

災害発生時に、被災者が一定期間滞在することができる施設等です。(例:学校の校舎・体育館等)
※災害の状況を考慮した上で、開設する避難所を決定します。開設については、防災行政無線、ぎんざんテレビ音声告知放送、広報車等々でお知らせします。

●福祉避難所

市が指定した学校施設等の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者などのうち、特別の配慮を必要とする方が避難する施設です。(原則、健常者の方だけの避難はできません。)

